


「鳥取県高校生等奨学給付金」

令和4年度新入生のうち新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯に対する一部早期給付のご案内

(返還は不要) ~申請には課税証明書等が必要です~

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費として支給します。その中で令和4年4月までに家計が急変し希望される世帯に対し、4~6月分相当額(年額の1/4)を前倒して給付します。

- ! 入学時に負担の多い新入生について、一部早期給付を行います。
- ! 一部早期給付申請の後、家計急変の状態が継続している場合は2回目の申請が可能です。申請しなければ受給することはできません。
- ①6月に一部早期給付申請 + ②7月に2回目の申請 ⇒ 合計で年額を受給
- ! 「7月までに家計が急変した世帯」を対象とした給付金(年額給付)の募集が7月にあります。お急ぎでない場合は、年額の申請をしてください。



○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯で、一部早期給付を希望される世帯です。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の収入が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」の世帯に相当すると認められる世帯
- ②親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- ③就学支援金支給対象である学校(高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等)に進学した新入生がいる世帯

※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

家計急変世帯	この表に該当しない場合はご相談ください。		
道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額の見込みが非課税に相当する世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

○給付金額

所得割非課税相当の世帯		一部早期給付(A) <4~6月分>	2回目(B) 【7月申請】	年額給付(A+B) 【7月申請】
全日制・定時制 (第1子)	国公立	28,525円	85,575円	114,100円
	私立	33,650円	100,950円	134,600円
全日制・定時制 (第2子以降)	国公立	35,925円	107,775円	143,700円
	私立	38,000円	114,000円	152,000円
通信制・専攻科	国公立	12,625円	37,875円	50,500円
	私立	13,025円	39,075円	52,100円

○申請手続き

●県内の高校等に進学した新入生のいる世帯

- ①申請書は在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロードしてください。
- ②令和4年6月末までの各学校の定める日までに在学している学校へ申請書類を提出してください。

●県外の高校等に進学した新入生のいる世帯

- ①申請書は県のホームページからダウンロードするか、県育英奨学室へ送付の依頼をしてください。
- ②令和4年6月30日(木)までに県育英奨学室へ申請書類を提出してください。

○提出書類 ※申請者は原則高校生等の保護者等です。

(1)鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

(2)保護者全員分の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税相当であると確認できる書類

- ①扶養人数の省略のない保護者全員分の令和3年度の課税証明書等
- ②保護者の家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証など)(写し可)
- ③家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

(3)対象となる新入生及び15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し

(4)在学証明書(県外高校のみ)

○Q&A

父が非課税、母は課税で、父がコロナの影響で退職しました。給付金の対象となりますか？

父だけでなく、母も「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する」状況でなければ給付金の対象になりません。

父が定年退職しました。家計急変で申請できませんか？

新型コロナウイルス感染症の影響によるものでなければ申請できません。そのほか離婚や別居、契約期間満了による退職なども対象外です。

給付金額の表の第1子、第2子以降とはなんですか？

《第1子の高校生》

- 全日制・定時制の高校生が1人の世帯(父母に扶養されていない兄弟姉妹がいる場合や父母に扶養されている弟妹が中学生以下の場合を含む)
- 全日制・定時制の高校生が2人以上いる世帯のうち、兄姉の高校生

《第2子以降の高校生》

- 父母に扶養されている15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹と全日制・定時制の高校生がいる世帯のうち、全日制・定時制の高校生
- 全日制・定時制の高校生が2人以上いる世帯のうち、弟妹の高校生
- 通信制・専攻科の高校生と全日制・定時制の高校生がいる世帯のうち、全日制・定時制の高校生

※全て対象となる高校生が父母に扶養されている場合です。

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室

電話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

